

## 第4回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和3年8月5日(木) 9時30分～11時22分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、林委員

使用者代表委員 花原委員、平木委員、宮城委員

### 【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、宮地監督課長、今井賃金室長

野口賃金室長補佐、田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 金額審議

(2) その他

今後の日程について

5 議事内容

○野口賃金室長補佐 おはようございます。ただ今から、第4回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会の成立について、確認いたします。

本日は委員全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

傍聴者の方々には、受付でお渡ししております遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長をお願いいたします。

○佐藤部会長 おはようございます。今日も大変お暑い中、お集まりいただきありがとうございます

ございます。

では、議事に入りたいのですが、その前に、前回の第3回専門部会のときも、労使、平行線をたどっておりますので、少し本日の議事進行について打合せをさせていただきたいと思います。ですので、いつものように10分程度お時間を頂いて、私と田中委員、宮城委員と三者で話をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○田中委員 はい、いいですよ。

○宮城委員 はい。

○佐藤部会長 では、部屋の方をお願いします。

○今井賃金室長 それでは、9時40分頃まで休会ということでよろしいですか。

○佐藤部会長 はい。9時40分まで休会とします。

[三者協議]

○佐藤部会長 お待たせいたしました。それでは、専門部会を再開させていただきます。

では、労働者側、使用者側それぞれの御意見を頂きたいと思いますが、双方で協議が必要であれば、協議の時間を作りますがいかがでしょうか。

○田中委員 お願いします。

○佐藤部会長 どれくらい必要でしょうか。

○宮城委員 20分。

○佐藤部会長 では、20分協議をするということで、事務局で、部屋の方の御用意をお願いします。

○今井賃金室長 20分ということですので、10時10分まで休会ということでよろしいでしょうか。

○佐藤部会長 はい。10時10分まで休会とします。

[各側協議]

○佐藤部会長 それでは、全体会議を再開させていただきます。

では、労働者側、使用者側双方の御主張をお願いします。

ではまず、労働者側からお願いします。

○田中委員 労働者側ですけれども、前回の専門部会でメモを配らせていただきましたが、その内容に大きく変化するところはありません。今日の新聞にも書いていただきましたけれども、やはり我々は、働くことによって安心社会を作るというのが第一義でございます。特に、低廉な賃金で働く皆さん、それをやはり救出していく必要があるかと思っ

ております。そういう意味からすれば、この最低賃金というのは、社会のセーフティーネットということでございますので、意見陳述にもありましたけれども、8時間働いたら普通の生活ができる賃金ということを求めていく必要があるのではないかなと思っております。

先般、基本スタンスからこの御提示いただいております審議会の資料等から、主張をさせていただいたという内容に、この一断面においても何ら変更が無い状況でございますが、一つ具体的に表現するならば、目安額28円、これはもちろん大尊重するべきだということと、プラスアルファというような表現をさせていただいておりますけれども、このアルファ分を明確にお示しさせていただくとするならば、やはりいまだにDランク内の審議は進んでいないというのが現状ではございます。一つ、福島については改定額が出ておりますけれども、以前CランクからDランクに来られたということで、もともと金額が高い状況で、28円という結果が出ておりますけれども、いわゆる793円の組と792円の組、一つも改定額が出ていないという状況でございます。我々はこの中での格差があっちはいけないという強い思いを持っておりまして、そうはいつでも、前回言いましたように、2002年に時間単価を表示するようになって以降、A、B、C、D同ランク最高額の目安ということを踏まえて考えなくてはいけないのですけれども、今日の断面では、このプラスアルファのところを2円ということで主張させていただいて、トータルで30円というところが我々のこれまでの主張してきたことを最大限表現できる額ではなかろうかなと思っておりますので、主張をさせていただきたいと思っております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、使用者側お願いします。

○宮城委員 資料を配付してください。

今お配りした資料は今までの主張を取りまとめたものでございます。7点の主張があります。

まず、第1点、目安についてです。労働者側からもありましたけれども、目安は尊重しないといけないと思っております。ただし、今回の目安は根拠が大変不明確であり、納得できません。

第2点、中央最低賃金審議会の公益委員の見解が7つありました。①から⑦まで。その一つ一つを見ていきますと、まず、②の名目GDPについて、今年度1月から3月期は、前年同月比マイナスの1.6%、これは専門部会の中でもお話ししましたけれども、回復

しているとは言えない。③の法人企業統計について、これも専門部会でお話ししましたが、対象企業が大企業中心でありまして、企業利益が回復したとの見解は、最低賃金審議の対象となる中小企業や小規模事業者には当てはまりません。また、中小企業の支援強化、下請取引の適正化等を記載してありますけれども、これは方針であり実績ではない。④の雇用情勢について、安定しているというような記載があったと思いますけれども、令和3年6月の完全失業率、完全失業者数、有効求人倍率を前年度と比較すると、有効求人倍率は、0.01倍上がっているのですけれども、ほかの数字は全て悪化しています。令和3年5月は全て悪化、令和3年4月も全て悪化、令和3年3月全て悪化です。3月、4月、5月と全て悪化しているという状況を見て、昨年目安を示さないのであれば、今年は数字が落ちているわけですから、目安を示さないのが妥当ではなかろうかという判断です。

第3点として、ハローワークの求人票についてお願いした資料が出てきましたけれども、これも説明しましたが、ハローワークの求人票によると、4月、820円未満の求人票は、全体求人票の27.9%を占めておりました。5月は26.4%を占めておまして、求人票を出す企業に大きな負担となっている。今日の日本海新聞に一部記載してあったと思います。

第4点、最低賃金に関する基礎調査結果についてです。就業形態がパートである労働者の28.8%が820円未満の賃金であり、目安28円引上げの動きの影響の大きさが分かると思います。影響率は、819円で13.6%、12,397人が対象です。それだけではなくて、今日の日本海新聞で出ていましたけれども、820円以上の労働者への影響も当然考えられます。実際、パート比率の高い業種とかでは、28円の引上げであっても社会保険料などを含めると2割ぐらいの費用負担が重なりますので、34円の時間給の引上げになるというようなことになると思います。

第5点として、県内情勢についてです。昨日のコロナの感染者が44名ということで、少しずつ右肩上がりになってきています。そういう状況の中で、企業の経済活動の停滞や雇用情勢などが懸念されます。企業経営者は、当然のことながら、事業継続・雇用維持を最優先としていますけれども、今回の政府主導の28円の引上げは、地方の中小企業・小規模事業者の事業廃止の引き金となり、失業者も増加するおそれもあると思っております。それは、鳥取県公表の鳥取県経済動向7月号によって表れているのですけれども、県内の雇用保険受給者数は、前年比で10か月連続で増加しております。今後、解雇、雇止めが更に増加することが予想されまして、非常に懸念しているところです。第6点目のアンケ

一トの結果は、この前御説明したので省略させていただきます。

最後のその他なのですが、令和2年10月13日、メトロコマース事件の最高裁の判決があったのですけれども、この中で、有期雇用労働者と正社員の本給の待遇差は不合理でないという判決が出ておりまして、その意味では、それぞれの職務内容等に相違がありまして、高卒正社員の初任給と比較することには同意できない、これは別ものです。最高裁もそのような職務の内容等に相違があれば、違いがあっても不合理ではないと判断しておりますので、比較対象にはならないと思っておりますし、それは不合理ではないと思っております。

以上、長々と説明しましたけれども、使用者側の主張は以上です。

○佐藤部会長 具体的な金額の方を提示いただいてよろしいですか。

○宮城委員 金額は先ほど配付した資料の6に記載したとおりです。第4表のパート賃金上昇率0.3%、これを現在の最低賃金で計算しますと、3円となります。0円が本当なのですけれども、歩み寄りしましょうということであれば3円です。それと、アンケートの内容を最大限尊重しても800円であり、目安28円は常識からかけ離れていると思います。あとは、考えられるのは、労働者側の例年の主張である春闘の賃上げ率で、今年は2%を少し切っているのですけれども、例えば、2%であったとしても800円掛ける2%として16円ですね。どこから28円が出るのかというのを教えていただきたいというのが本音です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

労働者側が30円で、使用者側が3円ということですね。現時点で、主張に大きな開きがありますので、結審に向けまして、公益側が労使双方の御意見を別々にお伺いしたいと思えます。

では、先に公益と労働者側、その後、公益と使用者側の順番で審議を行いたいと思えますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、個別の審議を行いますので、事務局は審議の場所の御案内をお願いいたします。

○今井賃金室長 時間はどれぐらいでしょうか。

○佐藤部会長 では、20分ずつ行いますので、11時5分頃まで休会します。

[公益・労働者側協議]

[公益・使用者側協議]

○佐藤部会長 それでは、再開したいと思います。公益側が労働者側、使用者側それぞれと協議させていただきました。協議した結果ですけれども、依然、示していた金額からの変更等は見られませんでしたので、平行線をたどっている状況です。というわけで、次回、公益見解というものを outs させてい だいて、それに対して御審議 いた だきたい と思 います。というわけで、公益側が明日、公益委員会議 というものを開いて、そこで公益見解 というものを作ら せてい だきたい と思 います。そのため、予定しておりました6日の専門部会と本審を、10日に変更 させてい だきたい と思 います。よろしい でしょう か。（「はい」と呼ぶ者あり）

というわけで、現在、平行線をたどっているところ でありますので、また明日、公益委員会議を経た上で、10日の午前中にまた審議を行いたい と思 います。

では、本日の金額審議はこれで終了 させてい だきます。

では、議事の2番目、その他についてですが、事務局、何かあります でしょう か。

○今井賃金室長 先ほど部会長の方からお話もございましたけれども、審議会の開催日程の変更で、お手元にペーパーをお配りして おります。次回は、第5回専門部会を8月10日火曜日の9時から、本審を8月10日火曜日10時半からに変更 させてい だきたい と思 います。8月10日本審で結審の場合は、異議申立てがあつた場合、異議審議を行うこととなり、異議審は8月26日木曜日の10時に開催したいという案を提示 させてい だきます。この場合、発効日の方は10月6日水曜日でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、次回、8月10日火曜日9時からとなります。暑い日が続きますし、感染の方 も拡大しているようなので体に気をつけて、また10日に開催 しまし ょう。

本日はどうもありがとうございました。

署名

部会長

委 員

委 員